

北海道農業法人協会規約

平成8年2月23日制定

改正 平成12年2月15日

平成13年2月19日

平成19年3月 2日

平成20年2月27日

平成21年2月25日

平成22年2月24日

(目 的)

第1条 この会は、意欲的で計画的に経営改善に取り組む会員が相互の連絡・協調や情報交換等を通じて経営の発展を図り、また自主的研鑽や異業種企業等との交流で先端技術の活用・新規事業の開発等を進め、さらに会員共同による新規参入者の受入等の事業展開へ協力し、あるいは専門事項の相談等に応じ、企業的な農業法人経営等の確立とその健全な発展に資するとともに消費者等との連携を強化し、あわせて担い手育成や新しい農業へのチャレンジ等地域における農業づくりを率先して進め、もって農業法人等農業経営者の地位の向上と農業・農村の安定に期することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、北海道農業法人協会と称し、社団法人日本農業法人協会の北海道支部を兼ねる。

(事務局)

第3条 この会の事務局を、財団法人北海道農業企業化研究所におく。

2 この会の事務局は、会長の指示により会の事務を処理する。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 経営管理・運営や新規事業の開発等に関する研修会、講習会等の開催に関する事項
- (2) 情報誌紙の発行配布
- (3) パソコン通信により情報交換のためのデータベース整備に関する事項
- (4) 異業種等との交流やジョイント事業の仲介・相談に関する事項
- (5) 新規事業の開発・経営管理運営等の強化のための調査、研究に関する事項
- (6) 新規参入者の受け入れ等農業法人相互の共同事業に対する協力等に関する事項

事項

- (7) 法人税等各種経営管理・運営に関する相談ならびに指導助言に関する事項
- (8) 農業法人の設立及び青色申告事務遂行に関する事項
- (9) 農業法人等経営確立に必要な農政上の諸政策の調査・研究・要請等に関する事項
- (10) 消費者及び異業種との交流等を推進するためのイベントの実施等に関する事項
- (11) 担い手育成等地域における農業活性化支援に関する事項
- (12) その他目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 この会の会員は、意欲的で計画的に経営改善に取り組む北海道内の農業法人とする。

- 2 本会の趣旨に賛同する農業法人指向の個人経営者及び意欲的で計画的に経営改善に取り組む個人経営者を会員とすることが出来る。

(賛助会員)

第6条 この会は、この会の趣旨に賛同する関係機関団体等を賛助会員とすることが出来る。

(北海道農業サポータークラブ会員)

第7条 この会は、この会及び会員に対し情報提供を行い、ともに経営の育成・強化に取り組む企業等を北海道農業サポータークラブ会員とすることが出来る。

(加 入)

第8条 この会の会員になろうとするものは、加入申込書を提出するものとする。

(脱 退)

第9条 この会を脱退しようとするものは、その理由を記した脱退届を提出しなければならない。

(資格の消滅)

第10条 会の名誉を著しく傷つけ、あるいは会の目的に反する行為をしたものは、役員会の議を経て資格を消滅させることが出来る。

- 2 会費を2年以上の長期にわたり滞納したものは、役員会の議を経て脱会したのものとする。

(会 計)

第11条 この会の経費は、会費（部会特別会費、賛助会費を含む。）、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。

2 この会の会員（賛助会費を含む。）は、総会の定むるところにより会費を負担しなければならない。

(総 会)

第12条 この会は毎年1回通常総会を開くほか、必要があるときは臨時総会を開く。

2 総会は、会長がこれを招集する。

3 総会の議長は、会長が指名するものとする。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 次の事項は、総会の議決または承認を要する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画、収支予算の決定
- (3) 事業報告、収支決算の承認
- (4) 会費の額及び徴収方法の決定
- (5) 役員を選任

(地区会議等の設置)

第13条 この会に、原則として市町村を単位とする「地区会議」及び原則として支庁を単位とする「地域会議」をおくことができる。

2 地区会議及び地域会議の設置については、役員会の議を経て会長が定めるものとする。

(部会の設置)

第14条 この会に専門的な活動をするための「部会」を設置することができる。

2 部会の設置については、役員会の議を経て会長が定めるものとする。

(役 員)

第15条 この会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長	4 名以内
事務局長	1 名
理 事	25 名以内
監 事	3 名

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 理事・監事は総会において選任する。ただし、賛助会員は原則として理事とするものとする。
- 4 会長・副会長・事務局長は理事の互選による。
- 5 会長は、会の業務を統括し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が協議してその職務代行者を定める。事務局長は、会長及び副会長を補佐し、事務を統括する。

(役員会の招集)

第16条 役員会は、会長、副会長、事務局長、理事及び監事で構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、会の運営に必要な事項を審議する。

(参 与)

第17条 この会に「参与」をおくことが出来る。

- 2 参与は、農業法人経営等で長年にわたり活動された者、農業経営において多様な活動経験を有する者の中から必要に応じ会長が委嘱する。

(顧 問)

第18条 この会に「顧問」をおくことが出来る。

- 2 顧問は、学識経験のある者のなかから会長が委嘱する。

(協 賛)

第19条 この会に運営強化を図るため「協賛団体」をおくことが出来る。

- 2 協賛団体は、関係機関団体のなかから会長が要請する。

3 会長は、協賛団体に対し必要に応じ協力と指導を要請する。

(幹事)

第20条 この会に「幹事」をおくことが出来る。

2 幹事は、地区会議及び地域会議の事務局職員から選任する。

(運営委員会)

第21条 この会に役員及び地区会議・地域会議・部会の代表者及び幹事で構成する運営委員会を設置する。

2 運営委員会は会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ参与及び顧問の出席を求めることが出来る。

(事業年度)

第22条 この会は、2月1日より1月31日までの1年間を1事業年度とする。

2 ただし、第1事業年度は、平成8年2月23日から平成9年1月31日とする。

(附則)

1 この会の規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

2 この規則は、平成8年2月23日から施行する。

第8期役員名簿／理事・監事

会 長

(株)もち米の里ふうれん特産館 堀 江 英 一 名 寄 市

副 会 長

(有)大塚農場 大 塚 利 明 当 別 町
 (農)ぴりかファーム 末 藤 春 義 今 金 町
 (農)西上経営組合 上 原 明 彦 鹿 追 町

事務局長

(有)無限樹 大 川 博 文 苫 前 町

理 事

(有)浅野農場 浅 野 政 輝 当 別 町
 (有)丸勝大塚産業 大 塚 裕 樹 新 篠 津 村
 (有)フラワーファーム大花園 大 西 智 樹 札 幌 市
 (有)東條産業 東 條 真 澄 俱 知 安 町
 (株)北王よいち 小 田 寛 余 市 町
 (有)村沢農園 村 沢 克 巳 深 川 市
 (有)ミナミアグリシステム 南 和 孝 壮 瞥 町
 (株)杉山牧場 杉 山 憲 由 日 高 町
 (有)社名渕みどり牧場 石 丸 博 雄 遠 軽 町
 (有)大石農産 大 石 富 一 大 樹 町
 (有)ドリームヒル 小 椋 幸 男 上 士 幌 町
 (有)十勝しんむら牧場 新 村 浩 隆 上 士 幌 町
 (有)阿歴内ファーム 津 野 斉 子 標 茶 町
 (有)藤井牧場 藤 井 睦 子 富 良 野 市
 北海道農業会議
 (財)北海道農業開発公社
 (財)北海道農業企業化研究所

監 事

(有)市川農場 市 川 裕 晃 岩 見 沢 市
 (農)緑豊農場 鎌 田 千 晴 富 良 野 市
 (有)中山農場 中 山 勝 志 別 海 町